

川崎医科大学附属病院医療安全に係る監査委員会規程

(目的)

第1条 川崎医科大学附属病院（以下「病院」という。）において医療の安全確保を図るために、医療安全管理の業務が適正に行われているか、またその取り組み状況について監査を行うことを目的とし、病院に医療安全に係る監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(監査内容及び業務)

第2条 委員会は、医療安全に関する次の各号に掲げる事項について監査及び業務を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者、高難度新規医療技術評価室、未承認新規医薬品評価室及び未承認新規医療機器評価室の業務が適切に実施されているか、病院長等から報告を求めるとともに、必要に応じて実地で確認を行う。
- (2) 必要に応じて医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう、理事長及び病院長に対し意見を述べる。
- (3) 上記事項の実施結果について、病院ホームページその他適切な方法により公表する。

2 委員会は監査をするうえで、必要に応じて医療従事者等から直接情報を収集することができる。

3 病院長は、委員会の調査に必要な資料を提供しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療に係る安全管理に識見を有する者
- (2) 法律に関する識見を有する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 医療を受ける者（医療従事者以外の者）
- (5) その他理事長が必要と認めた者

2 前項の委員の数は3名以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、病院と利害関係のない者から選出し、理事長が委嘱する。

3 理事長は、委員会の委員名簿及び委員の選定理由を厚生労働大臣に届け出るとともに、病院ホームページにおいて公表する。

(任期)

第4条 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、第3条の委員のうちから理事長が指名し、委嘱する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、年2回以上開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見聴取や資料の提出及び資料説明を求めることができる。

(是正措置)

第7条 病院長は、第2条第1項2号の意見に基づき、必要に応じて是正措置を講じるよう努めなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、監査の過程で知り得た事項や監査報告について、委員会が終了した後、並びに委員を退いた後も他に洩らしてはならない。

(議事録)

第9条 委員会は、議事録を備えなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医療安全管理室が行う。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2021年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2022年2月28日から施行する。

附 則

この改正規程は、2024年3月11日から施行する。